

建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（建築住宅課）

島根県告示第110号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第2号に規定する同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和2年3月1日から施行する。

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者（平成20年島根県告示第933号）は、令和2年2月29日限り廃止する。

令和2年2月28日

島根県知事 丸山達也

1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第4条第2項第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（令和元年国土交通省告示第753号。以下「第753号告示」という。）の第1第1号又は第2号に規定する科目（以下「指定科目」という。）。	0年
学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校	指定科目（第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	指定科目（第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	指定科目（第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	1年	指定科目	0年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	3年	指定科目	0年
	2年	指定科目（第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	1年
	1年	指定科目（第753号告示第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	2年

注 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士
- 5 建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）の施行の日前に建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者（昭和48年島根県告示第346号）の1の項から7の項までに掲げる課程に在学した者であって、当該課程を修めて卒業したもの
- 6 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者